

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十三第

行發日一月一年七和昭

新年特別號

- 非募債主義の考察……………法學博士 神戸 正雄
- 精神科學の新分類論吟味……………文學博士 米田庄太郎
- 景氣に於ける勢力の作用……………文學博士 高田 保馬
- 穀物專賣論……………經濟學士 八木芳之助
- 會計學の本質と其の問題……………經濟學士 蜷川 虎三
- 長期景氣波動の研究……………經濟學士 柴田 敬
- 魚食論……………法學博士 財部 靜治
- 經營經濟學に於ける認識目的の規範者……………經濟學士 大塚 一朗
- 貨幣價值安定より見クレヂットに就いて……………經濟學士 松岡 孝兒
- 徳川時代諸藩の國產會所に就いて……………經濟學士 堀江 保藏
- 商人排除の傾向に就て……………經濟學士 谷口 吉彦
- 經濟學の認識主觀とし實踐哲學者……………經濟學博士 石川 興二
- 土佐藩に於ける育子令に就て……………經濟學博士 本庄榮治郎
- 企業の競争……………經濟學博士 小島昌太郎
- 英米の所得稅……………經濟學博士 沙見 三郎
- 新着外國經濟雜誌主要論題……………經濟學博士

(禁 轉 載)

經濟論叢

第三十四卷 第一號 (通卷第百九十九號)

昭和七年一月發行

非募債主義の考察

神戸 正雄

緒言

現内閣は此れまで永く非募債主義を固守して居つた。一面からいふと此非募債主義なるものは現内閣政綱の一大要素であるのだからして、之を破つてしまつては其存立價値を失ふものだとも見られる。が、併し其非募債主義といふたからとても、其は實の處は單に一の原則に過ぎず、そして例外なき原則はあり得ぬのだから、其の原則は原則として、其に例外があつても差支なく、特に今や時勢乃至事情の變化が其例外を認めなくてはならぬやうにも導き來つて居る。其は第一

には此世界的不況の赤字財政時代に必然にも或度の起債の許さるることは、私が別に説きたる所の如くであり、其れに日支間の衝突事件といふやうな新事實も加はつて、起債が許さるのであり、今や非募債の例外は可なりに認めらるることの出来るやうになつたとして良い。のみならず所謂非募債主義なるものは、實の處は、初めよりして單に看板だけに止まり、既に昭和六年度の豫算にても、特別會計には明かに公債財源に依るものがあり。一般會計にても、追加豫算として失業救済名義にて公債財源に依るものがあり、尙其上にも五年度の赤字を確かに公債によりて充たした。即ち事實上、既に以前から非募債主義が破れて居るのだ。とすれば最早、此主義を今更固守するに及ばず、政府としても其に訂正を加へ、堂々と其點を明示した方が宜しいのではないかと考へられたが、果せるかな、政府も遂に男らしく非募債主義を抛棄するやうになつた。併し其は反對黨の側からしては、政策の破綻だとして烈しき詰責を受けなくては濟まぬ。で此は今日の時勢の認識についての興味ある問題であるから、私は茲に之についての若干の考察を試みやうと思ふ。

第一段 非募債主義の原則上の價值

私は非募債は原則としては適切だと考へる。併し時を選ばず支途を問はず之を固守するのは本來得策ならず、即ち或度までは之を緩和するを至當と信するものである。先づ以て其が原則上に

正しいといふことから説かう。そして其に入るの前に其非募債の意義から明にしてかからう。

(一)非募債主義の意義——(A)形式的に文字の上からいふと、非募債とは非起債と異なる。起債とは廣く政府が債務を起すことであるが、募債とは一般市場に條件を示し、随つて通例銀行を通じて公募することである。随つて政府が特に中央銀行から借入れるとか、預金部をして應ぜしめるとか、郵便局の窓口から賣出すに止めるとか、交付公債を出すとかは、凡べて起債ではあるけれども、募債ではないといふことが出來、此見地からして政府が募債方法によらずして起債をするならば、非募債主義には反せぬのだともいはれる。併し其はあまりにも形式的な解釋であつて、誠意を缺くものとしなければならぬ。非募債とは非起債と同一義と解するのが、政治道義に合したる實質的の解釋とすべきである。(B)併し、さうかといふて非募債即ち非起債を絶對に主張するときに、其は現代國家財政の性質には反することにもならなければならぬ。何んとなれば先づ以て現代財政にては、常に例外なく、少くとも年度内の收支の適合の爲めに大藏省證券乃至一時借入金に依る起債を行ふの外なきものだからである。其から我國年來の方針たる米穀政策の爲めに發行せらるる米穀證券の如きも許されなければならぬ。それから確定公債にても其期限に至りて借替を行ふによりて新に發行さるる公債の如きも亦、許されなければならぬ。で所謂非募債主義とは此の如きの解釋と制限との下に論議さるべきである。即ち非募債主義とは確定公債の増加を來たすやうな起債によりて收支の適合を計らずといふ主義であり、反面よりすれば歳出については

節約緊縮、歳入にては公債以外の歳入によりて切り盛りしやうといふ主義なのである。そして其意味は單獨に之を考ふるよりは相對的に之と對立する募債主義と比較して見れば一層明かになる。募債主義は反面には積極政策主義であつて、歳出は或度まで膨脹を認め、歳入に於て可なり公債をも利用しやうといふのである。

(二) 非募債主義の價值——非募債主義は上にいふやうな意義を有つものとして、募債主義と對立して如何なる價值を有するや。募債主義にありては、獨り政府の生産的事業に於てのみならず、生産的事務、並に間接生産的なる事務に關しても必要有益と認める以上は、之が財源を公債に仰ぐことを辭せずとするものである。此の如きは即ち野黨の主張する所であり、政府當局中にも農林、商工、内務などの邊には相當に共鳴者を有するとの事である。然らば此主義と、此等のものに於て非募債を主張するの主義と何れか當を得たりとすべきか。由來、公債に關しては樂觀說、悲觀說、更には析衷的なる意見があつて互に相争ひ來り、歸一する所はないけれども、私の考では、矢張り眞理は中間にあつて、樂悲の何れか一方に偏せず、慎重に之を考慮すべきものと思ふ。そして此見地に立つときに、公債の起債にも有益なる場合あるを見逃してはならぬが、併し出来るだけは之を見合はせ、主義として原則としては出来るだけ公債に依らずして財政收支の適合をつけるやうに努むべきものと思ふのである。其理由は

(A) 第一に、公債發行は、租税の新設擴張に比しては利害が國民に取りて直接でないだけに、政

2) 拙著、財政學大系、541、以下

府として之を選び易き傾がある。國民の苦情反對が少いのであるから、つい之に依ることとなり易い。だからして出来るだけ公債に依らずとした方が、何時でも公債に依るとするよりは、一層財政の放漫を抑へて、よくよく其必要有益の確なる前提なき以上は、公債には依らぬこととなり其れだけ財政をば一層眞面目に管理せしめることになるといふのである。

(B) 第二には、國家及其財政の壽命は永遠である。随つて目前の糊塗よりは永遠の堅實といふことを期することが財政上必要である。公債に依るときには永く後代に負擔を殘して、永く財政の自由を拘束することになる。成るべく公債に依ることを避けた方が永遠たる後代の財政の爲めには安全である。

(C) 第三には、公債の必要且つ有益といふことは、生産的公債には後にもいふやうに明示し得るけれども、不生産的公債や間接生産的公債の如きもの、即ち多くの公債にありては、之を明示することが六つかしい。勿論、後にもいふやうに、赤字財政時代に或度の公債に依るのも已むを得ぬではあらうし、又之によりて國家全體として必要有益なる事務が行はれて往く譯でもあり、失業救済公債や生産増殖計畫公債にしても其によりて其々に有益なる又は必要なる施設が行はれて恐らくは公債の元利拂費をも償ふて裕に餘あるだけの、再生産的の事業が行はれて、少しも心配すべきものはないともいへるであらう。併し何分にも公債の元利拂費は有形的に金錢上に現はれるけれども、此が使用の結果たる國家の事務の效果は無形のものであり金錢上に數字的に指示す

3) Mombert, Fw. S. 119.

ることは出来ず、此の起債が有利なりしや否や、合理的なりしや否やを確言することは六つかしい。だからして此場合の起債を絶対に否定することは出来ぬにせよ、出来るだけ慎重にして、成るべく之に依らぬことが望ましとせらるるのである。

第二段 非募債主義維持の困難

上にいふやうに私は非募債主義には原則上に賛成するものである。併し其は努めて募債又はむしろ起債によりての財政處理を避けよといふのであつて、絶対に之を爲すなといふのではない。

即ち夫の積極政策主義論者のやうな放漫募債、放漫財政の主義には與することは出来ぬ。が併し又、之と同時に窮屈頑固なる非募債主義は之を排斥しなければならぬ。此終のもの如きは之を主張するもの自ら所謂自縛自縛に陥り、爲めに眞に避くべからざる財政運用も出来なくなり、眞に必要なして有益なることの明かなる事業にも手をつけ得ぬといふことにもなる。で下に如何に非募債の行はれ得ぬ場合のあり得るかを示さうと思ふ。

(一) 實證的考察——非募債主義の徹底することの六つかしいことは、既に我が當局の其が之に徹底し得ないといふことからして全く明かである。

(A) 第一には、現代財政の隨伴現象たる年度内の收支適合の爲めの大藏省證券、一時借金や、米穀政策上の必要に出づる米穀證券や、期限に至りての借替の爲めの確定公債やの如きは、前にも

4) Bstable, Public finance. 3ed. p. 671.

5) Colm, Volkswirtschaftliche Theorie der Staatsausgaben. S. 37. Jèze, Cours élémentaire de science des finances, 1931. p. 217.

いふが如くに避くべからざるものであつて、嚴格にいへば既に此點に於て非募債主義は、初めより破れて居るのである。此點を暫らく別としても

(B) 第二には、特別會計たる鐵道や植民地に於て、主として生産的に有利なることの略ぼ明なるものについて募債が認められて居る。此點からしても非募債は單に一般會計のみに限られて、全き財政にては徹底し得なかつたのである。

(C) 第三には、一般會計としても、失業救済といふ社會政策上の緊急必要からして募債をしなければならなかつた。かかるものにありては事業の結果が果して眞に有利なりやの斷定の六つかしきものだから、出来るだけは募債に依らぬことが薦めらるるにも拘らず、既に政府は之に例外を認めたのである。

(D) 第四には、昭和五年度の豫算の施行に於て、歳入の自然減の多かりし爲めに、明かに赤字財政を生じ、之を穴埋めする爲めに、震災公債を利用して之が始末をつけ、茲に明かに非募債の破綻を來したが、此の如きは六年度にも起り得るし、七年度の豫算を立てるときにはむしろ之を見込んで、對應處置法を考へて置かなければならぬ。六年度の豫算施行に際しては、五年度のやうな變則的處置は採り得まい。恐らくは議會の開會中なれば、議會の協賛を経て臨時、公債を起すことに依るの外なく、議會の閉會中であれば、政府の責任による公債起債に依るといふことにもならう。

(E) 第五には、まだ現に起つた譯ではないけれども、是から生ずる可能性のあるのは、行政整理に伴ふ退官者への交付公債もあるし、日支間の衝突の擴大如何によりては豫備金のみにては賄ひ切れず、之が事件費豫算を組んで、起債収入を以て之に充てることになるかも知れない。

(二) 理論的考察——右は既に政府が行ひ又は將に行はんとする、非募債主義財政下に於ける起債を示したのだが、之を離れて抽象的に一般的に財政について考へて見ても、公債の起債の認むべき場合は確かに存在し、現内閣の行ひつつあるもの以外にも起債の認むべき場合がある。其は次の場合である。

(A) 赤字財政時代に於ける一時的處置としての起債——此は初めより繼續的狀態を前提とせぬ。其が暫定的一時的の狀態といふことを前提として、其の爲め起債をも避くべからずとする。其事は私の前の論文にて明かなる如くである。勿論、此の如き狀態の永續することが明かになれば、根本的に財政の立直を爲すの外なく、公債以外の方法、即ち歳出の節約や租税等の歳入増加などを講じなければならぬけれども、其迄の間は、暫らく公債を利用して良い。爲めに公債が増加し其價位を下げ、政府の信用を落すとも、其は辛棒しなければならぬ。兎も角、此場合一時的には起債が承認せられ、而かも此が近頃の實際の世態に基くもので、如何に頑強に非募債主義を固守しやうとしても、此時代に其を貫くことは出来るものではない。

(B) 失業救濟事業と日支事件費との爲めの起債——失業救濟事業の爲めの起債といふことは、結

局、前記、赤字財政時代の起債の中に含まれ得る。既に此が認めらるるならば、彼も認められる。が其から離れても、失業救済の不問に附し得ず、此に大なる重要を認める以上は、爲めに或度の起債も許されなければならぬ。日支事件に至りては未だ其擴大の程度不明であつて、今日に於て其の財政手段を論説するの機ではないけれども、今日の程度の小さなものであれば、其需要を公債に依りて充たすことは通例許されて居る。普通の時であれば、あれ位のもは剩餘金からでも出し得る位だが、今日の赤字時代にありては、此も暫らくは、公債によるの外ないであらう。

(C) 生産的事業の爲めの起債——此は現にも或度まで行はれて居ることは上にいふ通りだが、尙其以上にも行ふの餘地があらうと思ふ。此點は我國にては其認識が不足であると思はるるから、下に少しく詳説して見やう。

(い) 此種公債起債の當否——此種のものに於ける有利と否との認定標準が明瞭だによつて、之に従ひて其の少くとも或ものは確かに、此は有益なものだと爲し得て、進んで之を利用することの薦めらるることがある。其の標準は下の如し。

(1) 直接且つ有形的の標準——

(a) 當該公債の利子と其事業の利益との比較——によりて、後者が前者より大いときには、そして此差利が大ければ大いほど有利で、即ち其差利の有無大小によりて有利と否とを一應判定し得る(註一)。例之、公債の利子五分、事業の利潤八分といふならば、他の事情に於て非常なる不

利が伴ふのではない限りは、先づ一應有利と認めて良い。そして例之、公債の利子五分、事業利潤無又は四分といふやうな場合には、他の事情に於て之を埋合せるだけのものがない以上、一應は不利なりとする外ない。兎も角、生産的公債にありては差利によりて有利と否との判定が比較的容易に出来る。

(註一) 之に關する諸家の説は何れも一致して居る。試みに之を示さう。例之、チスカは、經濟的經營が繼續的なる補給經營を営たらざる限りは、生産的の爲めの公債は心配すべきものではない。何ぞとなれば、起債された資本は多くは間もなく、營利に合し、又事情により其れから得らるゝ収益が、支拂ふべき利子よりも高いからといひ、モンパートは、公債が私經濟的に有利な支出に關するときは、財政上心配すべきものではない。何せなれば其収益が其に用ゐられた公債の元利拂ひを充たすからといひ、ペラフェルデスは、生産的公債にては、負擔が投資物の利用によりて平準さるゝから、此に不生産的公債に比しては其償還が緊切ではないといひ、アックスも、公債が生産的事业に用ゐらるゝときは、其利益が全體上、其負擔を補償し又は超過し得と爲し、ジェーヅも投資の臨時費の爲めには公債が原則上、利用されることが出来る。此場合には此が將來の時代を利することの確かなことがあり得るからと爲し、バステールも、純然たる産業上の目的の爲めに契約されたときは、其財政上の影響が殆んど無たり得ることが考へられるといひ、シルラスも、公財産造成の爲めの内債にして、其収益が公債負擔を充たすに十分なるものは社會への負擔ではないといふ。更にヘツケルは、私經濟的生産的投資の爲めの公債の利益効果は、國家が其經濟經營によりて、管理費、債權者に支拂ふべき利子、償還部及準備金を超へて剩餘を生ぜんとすることにある。そしてかくして繼續的且つ規則正しく剩餘を財政に齎らす私經濟的生産的の投資にありては、高き負債状態は、正當なる處理にては心配はないといひ、ワグナーも、私經濟的及國家經濟的投資、特に其前者にては、將來の財政期及全き國民經濟に、支出節約又は收入増加(剩餘を生ずること)として利益になるべき確かな保證を供すと云ふ。

(b) 事業財産の増減の計算——右にいふやうにして、事業の利益と公債利子との差額の有無

6) Tyszka, Fw. 2 Aufl. S. 337. Mombert, a. a. O. s. 119. Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 605-606. Allix, Traité élémentaire de science des finances. 5 éd. p. 781. Jéze, l. c. p. 216. Bastable, l. c. p. 672. Shirras, Public finance. p. 479. Heckel, Fw. II. S. 373-374-375. Wagner, Fw. I. 3 Aufl. s. 165.

大小は、其公債の有利か否かを見るのに第一に必要であるけれども、其のみにては未だ十分確かには此が有利か否かを断定し得ない。其上にも、其公債といふ消極的財産の増減と、其事業に於ける積極的乃至具體的の財産(其中には準備金も含む)の増減とを差引して全體上の事業財産の増減を計算し、之を前項にいふものと通計して全體上、起債の有利なりしか否かを決し得る。即ち或年に於てかかる事業財産にして増加したとすれば、其れだけ前項にいふ差益の上に、一層の追加利益がある譯で、其起債は益々以て有利とし得る。併し反對に此事業財産にて減價があるとすれば、其れだけ夫の差益が縮少し、其結果、此起債が有利とならぬ場合をも生じ得る。又、前項の利益計算にては差損のあつた場合にても、此事業財産計算にて大なる増價のあつた場合には、差引して全體上は有利たることもあり得るし、有利といふには不十分といふこともあり得る。今例を以て之を明にしよう。假りに公債一〇〇圓を起したとする。然るときは近代の起債方法にて政府の手取は一〇〇圓ではなくして、九五圓とかななるであらう。随ふて其から得られた資金にて政府の造つた事業財産は九五圓のものしか出来ないのが通例であらう。併し又、政府が平價にて發行するといふことも出来、其平價たる一定價格(一〇〇圓)以上にて應募せよといふことも出来る。其應募者中の額面以上の價格を申込むものの差金にて色々の費用を償ひ得るといふことも想像される。即ち一〇〇圓の公債を之に附する利子次第にては手取一〇〇圓となるやうに起すことも出来るから、暫らく一〇〇圓の公債にて一〇〇圓の事業財産が出来たと假定する。處で此公債

は据置期間を過ぐるときには、段々、事業の利益金の一部にて償還されて往くであらうし、事業に屬する財産の中には例之、特に土地の如き自然増價することが多からうし、併し物によりては例之、機械建物などは、物理的にも文化的にも（發明進歩の結果舊式となることにより）自然減價することが多からう。差引して全體上、事業の具體的財産が或は増價し、或は減價するであらう。此具體的財産が一〇〇圓を維持する間は、公債一〇〇圓を償還せず、期限に來りて借替をしても、少くとも事業財産全體の地位は劣悪とはならぬ。併し此具體的財産が十年後に一割減價したならば、公債も矢張り齊しく十年後に一割減じなくては全體の地位が不良となる。具體的財産が十年間に一割減じて、公債は不償還の儘つづいたとすれば、年一分づつの缺損が茲に生じつつある譯であり、其れだけは前項の差益計算からして控除されなければならぬ。併し又、具體的財産の價格が十年後に一割増加して一一〇圓となることがある。然りとすれば公債は不償還としても、元本財産にて十年間に一割、一年一分づつの利益が生じつつあるのであり、其れだけ前項の差益を加ふることになる。若又、具體的財産は十年間に一割を加へ、公債償還も年平均一分づつ十年間に一割行はれたとすれば、合計二割、年平均二分づつの利益が此處から生れつつあるのである。——いふまでもなく、前項にいふ事業利益は、其事業經濟にて事業収入から一般事業費を引去り、尙其上にも公債償還金をも引去りたる純益とすることも出来るし、後者を引去らぬ純益とすることも出来る。其にて公債償還金を引去つて居れば、茲にいふ公債償還部だけは別にして論じ

なければならぬ。——で精密にいふと、此の如き事業財産の増減をも計算しなくてはならぬが、其では起債後のことを計算する必要があるといふことにもなり、起債當時には其につき確かなものを計算し兼ねる。事業利益とても、本當の處は事業を初めて見なければ分らぬともいふが、其れでも此方は、在來の事業から推測して略ぼ實際に近いものが推算し得られる。併し此財産價格の増減に至りては甚だ以て六つかしい。前者に比しては餘程實際に遠いものしか推算し得られない。けれども大體の目安は之を立て得ぬことはない。そして實際には之にて満足する外はない。

(2) 間接又は無形的の標準——前記の直接且つ有形標準とても事、將來にかかり精密なる推算が六つかしいが、其れでも當該事業に直接關聯して居り、其推算が比較的に出來易い。處が茲にいふ間接又は無形的の標準に至りては一應考慮して見る價值のある事柄だけれども、之を明確に把握することは六つかしい。又此は事業公債ばかりに關せず、廣く公債について考慮すべきものに屬する。其は何かといふと第一には

(a) 間接にして有形的なる標準

(イ) 貨幣價值の上騰又は下落——によりて政府は債務者として或は利し或は損する。即ち貨幣價值の上りつつあるときには、債務者としての政府は其の負ふ公債につきて、段々と不利を受くる。貨幣價值の下りつつあるときに、益々有利となる。此點からして貨幣價值の下りつつあるときにはむしろ償還を得策とし、起債を不利とする⁸⁾ (貨幣價值の最安くなるときに償還するの

7) Roscher, Fw. 5 Aufl. I. S. 238. Bela Földes, a. a. O. s. 634. Bastable, l. c. p. 709-710.

8) Birck, Public debt. p. 116. Shirras, l.c. p. 471.

が一番有利である)。そして貨幣價值の上りつつあるとき(特に一番上りつめたとき)には償還を見合せ、起債をする必要あれば之を行ふのに適する。此關係からしては、例之、起債したときよりも貨幣價值が一割上つたとすれば、政府は一割の損失をしたことにもなり、最近の我國々庫の損失は可なりのものであらう。(尤も此不利は、前項にいふ事業財産價格の増減の中に計算されて居るから其を考慮した以上は、其上に計算するに及ばぬものではある)。で、今日のやうに貨幣價值の上りつつあるときには、償還は出来るだけ必要の限度に限り、むしろ、其のドン底を見極めて起債を爲すのが得策である。

(ロ) 國民經濟力の増減——國民經濟力といへば國民所得か國民財産かによりて現はすの外ないが、其の増減により、例之、此實力が増したとすれば、同額の公債とても、財政として將た國民としては一層樂に之を擔ふ譯である。⁹⁾ 反對に國民の經濟力が減すれば一層苦しく擔ふ譯である。此點からしては將來、國力の益々増進することが明かであれば、公債を返還するよりも、むしろ起債して置く方が利益のやうに考へらるる。けれども此點は目下の狀勢としては早計にいへないのであり、差當りて之を考慮に入れるには及ばぬ。

(ハ) 利子低下又は騰貴——將來、一般に利子の低下すべき傾向ありや否やは容易に斷定を許さぬ所であるけれども、若も將來此が低下する傾ありとすれば、既存の公債並に今起さうといふ公債には將來一層低利の公債への借替の可能性が大い譯であり、¹⁰⁾ 然りとすれば、其の見込のあ

9) Roscher, a. a. O. s. 237. Bela Földes, a. a. O. s. 634. Basteble, l. c. p. 708.
10) Roscher, a. a. O. s. 237—238. Heckel, a. a. O. s. 435.

るだけ、前項、差益の計算上、一層有利となるべき可能性あることになるが、併し反對に公債の期限に至りて一般利子が却つて上つて居ることも想像され得るので、此場合に於ける不利の可能性も計算の外に置くことは出来ない。

(b) 間接且つ無形的の事項——公債の起債の有利と否とを見るについては、以上の諸考慮の外に、捕捉の困難なる色々の無形の利害が之に附帶して生ずることをも考へなければならぬ。其は公債の發行、元利拂、並に可能的なる變更によりて生ずべき經濟上社會上に於ける影響である。實の處、此等は精密に網羅し盡すことは六つかしく、其度合を比較考量することも六つかしい。恐らくは實際には唯だ一應、此の如きものをも考量して、出来るだけ其利益を發揮し、弊害を除去するやうにするの外ない。例之、公債を偶々金融緩慢のときに起せば、むしろ之が調節ともなるが、反對に逼迫のときに起せば一層其度を増して危機にも迫らしめる。緩慢の時に起債するとして恐らく資本家のみならば事業家労働者にも餘澤を與へやうが、併し之が恩澤に浴するよりは、むしろ其自身の用ふる資金の利上りによりて不利を受くるの事業家もあり得る。公債起債の方法により例之、小額券面のを郵便局窓口にて賣出すとすれば、公債の民衆化となり、民衆の貯蓄を勧め、消費の通貨を縮少することになつて、民衆の福利を進めるけれども、商工業者にとりては販路縮少の不利を受くるといふことにもなる。其から得られたる資金にて政府が事業を起したとして、其爲め、景氣を刺戟し商工業者労働者などが若干利益に與かるとしても、反

面には定額収入者にては物價騰貴によりて多少苦しむといふことも生じやう。其他、公債が借替らるるときにも償還せらるるときにも、又平常利拂せらるるときにも、何程かの利害を社會人に與ふる。其等をも相當に考慮に入れなければならぬ。

(ろ)右標準の適用——以上の標準を今日に適用するときは、今日は貨幣價値は上りつめに近い時であり、而かも金利の比較的に低きときであり、割合有利に公債を起し得て、其にて生産事業を起し又は擴張し、又は生産事業其もの又は其株式を買収するには好都合の時機のやうに考へらる。で此際は、むしろ起債しつつ政府の生産的事業を擴張する時機と考へる。勿論、今、新に公債が増發されるときには、公債の價値は多少下り、且つ其利廻は大となり、公債利子も大くならなくてはならぬので、其點は無視してならぬけれども、而も其は大したものではなく、之を計算に入れても有利なる政府事業の擴張すべきものはあらう。其結果は政府にとりて有形的に餘剰を生じ得て、今日の窮迫せる財政の一助ともならうが、尙其外に、從來の純民業であつたときよりも一層、使用人の地位を向上し、民衆の利益を考慮し、社會政策上、否なむしろ公益上に有益なる點もあらうと思ふ。今日、政府にては、そして民間にも、行財政整理と關聯して、在來の官業を賣拂つて、代金にて臨時収入を作り、而かも官業に伴ふ負擔、即ち事業公債の元利拂（或は此は官業拂下後も免れることが出來ぬやうになるかも知れぬ）、關係官吏の恩給、盖然的なる缺損を免れやうといふ考が行はれて居るやうだが、此官業については有形の收支のみから見ず、其の維

持さることによりて生ずる公益上の利益をも考慮に入れ、むしろ其の一層有益なるだけにては公債をも起して、既存の官業を整理し改良し、同時に若干の民業をも買収して、直接有形的にも政府の純益収入を増加するの工夫をしてはどうか。假令此純益が今日の不況時代には少くしていふに足らず、或は有形的には多少の不利が見出されるとしても、永遠の將來に互りて見れば明に大なる有形利益の生ずることの豫想されるものがあらう。然らば何んな民業が新に官業に移さるるに適當なるかといへば、其は現に消費税の物體となつて居る物の生産業、就中、酒類、麥酒、砂糖事業、公益が民業にてよりも官業に於て一層多く伸張され得と認めらるる事業、例之、電氣保險、銀行等々である。後の數多のもの如き、今日之を聴くと突飛のやうにも見らるるが、早晩其處へ落着くの外なきものやうに達觀せらるる。そして此等の事業を官業とするとしても、其經營運用の方法は在來のやうな方法としてはならない。或は官私混合營業の形を採つても良く、全く國家のみの出資に成る會社組織としても良く、或は純官業として併し其經營方法を一層民業的に改造するとしても良い。かくして官業となつても運營からいふと在來の民業とは異らぬやうにして往くのである。

結 論

以上要之、非募債主義の意味は非公募主義でなくして、非起債主義だとして、其は原則として

は正しく、起債は濫りに依るべきものでなくして、出来るだけ慎重にすべきものとするが、併し財政は此原則のみに従ふことは出来ず、例外として、或度の起債は認めらるべきものであり、既に現内閣の下にも起債の例は少からず存在して、看板に偽あり、又之あらざるを得ざるものである。理論上にも、赤字財政時代には此が避けられず、社會問題の緊急なる事業の爲めにも、非常事變の費用の爲めにも、更には生産的事業の擴張改良の爲めにも、起債に依ることは許さるべきものである。公債は恰かも兵力のやうなものである。出来るだけ之を用ゐざることが理想ではあるけれども、併し全く之を用ゐずに置くといふのは策の得たものではなく、時宜によりては之を用ゐなければならぬことがある。濫りに之を用ゐてはならぬが、又、あまりに之につきて大事の取り過ぎとなつてもいけない。(六、一二、一)